

あるので、大切に保管すること。なお、成績表の再交付は行わない。

5. 所定の期間において、成績調査願を提出することで、単位修得に関する調査を依頼することができる。成績調査願の受付は、10月および3月で、提出先は学生センター教務課とする。詳細は掲示にて確認すること。

11. 留学について

学則第19条が規定する留学に対しては、一定の条件を備えた場合に限り、外国の大学での修得単位を本学の単位に認定する。

留学の諸手続にあたっては次の内規によらねばならない。

大学院学生の留学に関する内規

第1条 本大学の大学院学生が学則第19条により、外国の大学に留学する場合には、この内規に定めるところによる。

第2条 この内規にいう留学とは、研究科委員会において、その願い出が承認され、学長の許可を受けた場合をいう。

第3条 留学の期間は、原則として1年間を限度とする。ただし、特別の事情があるときには、更に1年以内の延長を認めることがある。

2 留学期間は、在学年数に算入する。

第4条 留学の許可を受けた者が、外国の大学において修得した単位のうち、研究科委員会が適当と認めた単位を10単位を限度として、本大学において修得したのものと認定することができる。

2 修得単位の認定に関する基準は、別にこれを定める。

第5条 留学を希望する者は、留学先大学の適否および履修科目等の適否について、研究科委員長および指導教授の指導を受けなければならない。

第6条 留学を希望する者は、留学先大学の入学許可証を添えて留学願を提出し、許可を得なければならない。

2 渡航前に留学手続が完了しない場合には、一旦休学願を提出して渡航し、留学先大学の履修要覧を本大学に送付し、留学先大学として適当であるとの認定を受けてから、入学許可証を添えて留学願を提出し、許可を得なければならない。

この場合、遡って休学の期間あるいは、その一部を取り消すことができる。

第7条 留学の許可を受けた者については、留学期間中の本大学における授業料その他納付金を減免する。

第8条 留学した年度の第1学期及び留学を終えて帰国した年度の第2学期において修得した授業科目の単位は、それぞれの年度に修得したのとする。

第9条 留学した年度の第1学期に履修していた通年の授業科目については、留学前に継続履修願を提出し、留学を終えて帰国した年度の第2学期にその授業科目を継続して履修することが認められた場合、通年で履修したものとみなす。

第10条 第4条の規定に基づき単位の認定を願出する者は、留学した大学の成績証明書及び履修要覧を添えて、留学に伴う単位認定願を提出するものとする。

第11条 留学先大学で修得した単位の認定は、研究科委員会が行う。

第12条 留学を終えて帰国した年度の第2学期に履修する授業科目の履修届は、9月末までに提出するものとする。

第13条 留学及び単位の認定に関する事務は、学生センター教務課が行う。

第14条 この内規の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

12. 大学院学生の休学に伴う授業科目の履修および単位認定の取扱いについて

1. 休学した年度の第1学期及び休学を終えた年度の第2学期に修得した授業科目の単位は、それぞれの年度に修得したものとする。
2. 休学した年度の第1学期に履修していた通年の授業科目については、休学前に継続履修願を提出し、休学を終えた年度の第2学期に、その授業科目を継続して履修することが認められた場合、通年で履修したものとする。
3. 休学を終えた年度の第2学期に履修する授業科目の履修届は、9月末までに提出するものとする。
4. 休学に伴う授業科目の履修及び単位の認定に関する事務は、学生センター教務課が行う。
5. この取扱いの改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得なければならない。

附 則

この取扱いは、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

13. 他大学大学院の授業科目の履修について

本学大学院と他大学大学院との間で締結された協定に基づき、他大学大学院の授業科目を履修することができる。詳細については、各研究科の履修規定を参照のこと。

14. 図書館司書資格取得について

学習院女子大学との協定に基づく科目等履修生制度を利用することにより、図書館法施行規則で定める司書となる資格を取得することができる。学習院女子大学が開設する司書課程科目の履修を希望する学生は、下記のこと留意すること。

- ①司書課程の科目を履修できるのは、学部2～4年次生および大学院生である。
- ②4月上旬に学習院女子大学で開催される「司書課程ガイダンス」に必ず出席すること（履修開始年度のみ）。
- ③履修が許可された場合、図書館司書課程履修費を納入すること（窓口は学習院女子大学）。なお、科目等履修生の選考料、登録料、履修料は免除される。また、履修が許可された科目の取消しはできないので注意すること。
- ④司書課程免許状は、修了式（3月20日）当日、本学学生センター教務課で交付する。
- ⑤在学中に単位の一部を修得したものの、司書資格を取得できなかった場合、学習院女子大学の科目等履修生として残りの単位を修得することにより、資格を取得することができる。ただし、この場合は下記の「事務取扱い窓口のご案内」にかかわらず、すべての業務の窓口が学習院女子大学となる。また、選考料・登録料・履修料等の費用が必要となる。